

いちょうの家虐待防止のための指針（令和4年7月1日理事長決裁）

（虐待防止の基本的な考え方）

第1条 虐待は人権侵害であり、利用者の尊厳を踏みにじる行為です。いちょうの家、障害者生活支援センターいちょう及び共同生活援助（以下「当施設」という。）では、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重と権利の擁護を図るため、障害者虐待の防止に努めます。

（虐待防止のための体制）

第2条 当施設では、虐待防止のための体制として、いちょうの家虐待防止・身体拘束等適正化委員会設置要綱（別紙1）による虐待防止・身体拘束等適正化委員会（以下「委員会」という。）を組織します。

（虐待防止のための研修）

第3条 職員に対する虐待防止のため基礎的知識の習得と意識の啓発を図るため、年1回以上研修会を行います。また、新規採用時には当該研修を実施します。

2 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

（虐待又はその疑いが発生した場合の対応）

第4条 虐待又はその疑い（以下「虐待等」という。）が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、事実関係を確認し、要因の除去に努めます。緊急性が高いと判断した場合には、警察及び関係機関の協力を仰ぎ、被虐待者の身体・生命の安全を優先した措置を講じます。

（虐待等の発見や相談を受けた場合の対応）

第5条 養護者や使用者あるいは他の障害福祉サービス事業所における虐待等の発見や相談を受けた場合は、可及的速やかに市町村に相談・報告します。

（相談・報告、事実確認、対処措置、市町村報告等）

第6条 職員による利用者への虐待等を発見した場合には、虐待防止担当者に報告します。虐待者が虐待防止担当者本人の場合には、施設長に相談します。

2 虐待防止担当者は、情報を寄せた職員が不利にならないよう配慮しながら、虐待等を行った職員本人に事実確認を行います。必要に応じ、関係者から事情聴取をします。同担当者は聴取記録を作成します。

3 当人が否認した場合は、虐待をしていない旨の誓約書を提出するものとします。

4 客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求めるとともに、就業規則に則り必要な措置を講じます。

5 顛末を市町村に報告し、その指示に従います。

（成年後見制度の活用支援）

第7条 利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）の求めに応じ、成年後見制

度について説明し、必要に応じて社会福祉協議会や置賜成年後見センター等の窓口を紹介するなどの支援を行います。

(虐待等の苦情解決に関する事項)

第8条 虐待等の苦情相談については、苦情解決委員会実施要綱（別紙2）により処理するものとします。

(本指針の閲覧)

第9条 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。

2 本指針は当施設ホームページに掲載します。

(その他)

第10条 県や社会福祉協議会等関係団体・組織が実施する虐待防止に関する研修会には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの向上に努めます。

附則 この指針は、理事長決裁の日より施行し、令和4年4月1日から適用する。